

特定不妊治療への助成の仕組みが変わります

秋田県では、不妊治療の経済的な負担を軽減するため、医療保険が適用されない特定不妊治療（体外受精、顕微授精）を受けたご夫婦に対し、治療費の一部を助成します。

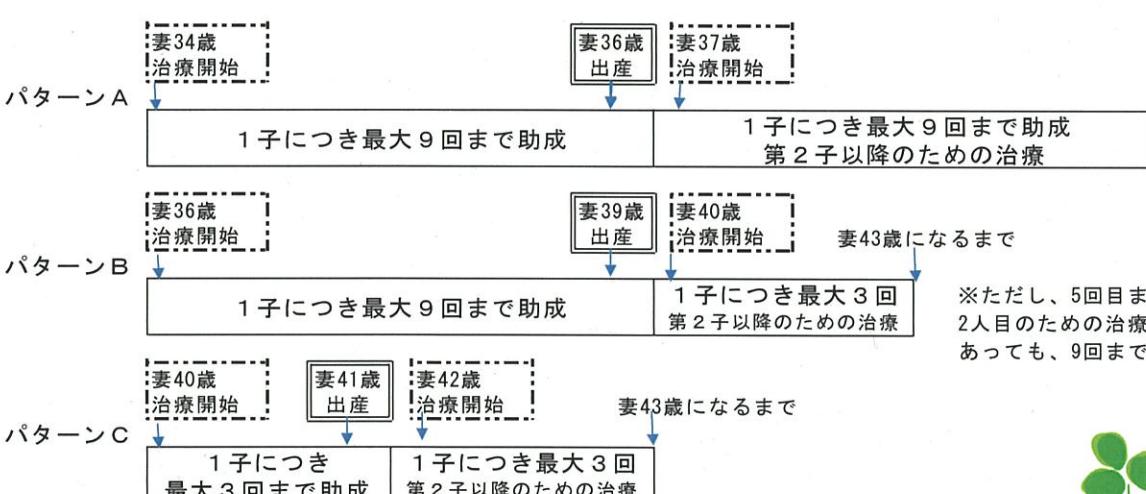
令和3年1月1日以降に終了した治療を対象に変更

- 所得制限：撤廃
- 助成上限額：1回30万円（ただし、以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施した場合及び採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止した場合は10万円）
- 助成回数：1子ごとに9回まで（初回40歳未満）※7回目以降は県が助成します
(40歳以上43歳未満は1子ごとに3回まで)
- 対象年齢：妻の年齢が43歳未満
- 事実婚も対象
- 男性不妊治療は30万円まで

助成回数

出産ごとに初めて受けた助成の治療開始時の妻の年齢が

- ①39歳以下 → 1回の出産につき9回まで
②40歳以上 → 1回の出産につき3回まで



対象となる治療

指定医療機関において実施した特定不妊治療
(令和3年1月1日以降に終了した治療より適用)
※特定不妊治療のうち、採卵に至らない場合は助成の対象になりません。

【秋田県内の指定医療機関一覧】

医療機関名	住所	電話
秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼44-2	018-834-1111
清水産婦人科クリニック	秋田市広面字糠塚116-1	018-893-5655
大曲母子医院	大仙市大曲福住町8-18	0187-63-2288

対象となる方

- 指定医療機関で特定不妊治療を受けた夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む（以下、「夫婦」という））
- 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満の夫婦
- 秋田県内（秋田市を除く）に住所があること

提出書類

※申請書等は秋田県公式ウェブサイトからダウンロード可能。また、申請窓口でも配布しています。

1. 秋田県特定不妊治療費助成事業申請書（申請者が記入）
2. 秋田県特定不妊治療費助成事業受診等証明書（指定医療機関の医師が記入）
3. 秋田県特定不妊治療費助成事業協力医療機関受診等証明書（協力医療機関の医師が記入）
4. 医療機関が発行した領収書
医療機関の処方による保険適用外の薬代も含みます。
5. 夫及び妻の住民票（発行から3ヵ月以内）
世帯主の氏名・続柄の省略不可、続柄で婚姻関係が確認出来ない場合には筆頭者が省略されていないもの、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの。
6. 婚姻関係を確認する書類 ※発行から3ヵ月以内
 - ①法律婚の場合 戸籍謄本（2回目以降の申請で、住民票にて婚姻関係が確認できる場合は省略可）
 - ②事実婚の場合 以下の書類を提出してください（申請ごとに毎回必要です。）
(ア)両人の戸籍謄本 (イ)両人の住民票 (ウ)両人の事実婚関係に関する申立書
7. 夫及び妻それぞれの所得を証明する、市町村が発行する所得証明書（所得がなくても必要です。）
令和3年1月～令和3年3月の申請：令和2年度所得証明書
(今年度2回目以降の申請で、1回目の申請が6月以降の場合は省略できます。)
令和3年4月以降の申請の場合は不要です。
8. 助成を受けた後に出産し又は12週以降に死産に至ったことを確認できる書類
 - ①助成を受けた後に出産した場合 住民票及び戸籍謄本
 - ②助成を受けた後に妊娠12週以降に死産に至った場合 死産届の写し等



申請書ダウンロードなど

美の国 コウノトリ

検索



申請窓口

不明な点は県地域振興局福祉環境部又は県保健・疾病対策課へお問い合わせください。

秋田県	北秋田地域振興局大館福祉環境部（大館保健所）	0186-52-3952
	北秋田地域振興局鷹巣阿仁福祉環境部（北秋田保健所）	0186-62-1166
	山本地域振興局福祉環境部（能代保健所）	0185-52-4333
	秋田地域振興局福祉環境部（秋田中央保健所）	018-855-5170
	由利地域振興局福祉環境部（由利本荘保健所）	0184-22-4122
	仙北地域振興局福祉環境部（大仙保健所）	0187-63-3404
	平鹿地域振興局福祉環境部（横手保健所）	0182-32-4006
	雄勝地域振興局福祉環境部（湯沢保健所）	0183-73-6155
	保健・疾病対策課	018-860-1422

秋田市に住所がある方は、秋田市の制度で助成を受けることとなりますので、直接秋田市にお問い合わせください。

秋田市	秋田市子ども未来部子ども健康課	018-883-1172
-----	-----------------	--------------

「こころとからだの相談室」～不妊専門相談センター～

妊娠、不妊、不育等のお悩みに関する看護師等による「こころとからだの相談室」の電話相談日が

令和3年4月から毎週金曜日となります。

相談種別	相談内容	相談時間	相談日					電話番号	
			月	火	水	木	金		
面接相談 (予約制)	不妊・不育に関する検査、治療、費用等についての相談	午後2時～4時	○					○	面接相談予約専用電話 TEL(018)884-6666 電話受付:月～金曜日 午前9時～午後5時
	不妊・不育にともなう心理的な相談	午後2時～4時						○	
電話相談 (予約不要)	妊娠、不妊、不育に関すること	正午～午後2時						○	電話相談専用電話 TEL(018)884-6234 *相談時間以外は対応できません
メール相談	妊娠、不妊・不育に関すること	「こころとからだの相談室」専用ウェブサイトに相談フォームがあります。2週間以内に回答予定ですが、ご相談の内容によっては時間がかかることがあります。							

※相談は無料です。面接相談では、検査や治療は行いませんのでご了承ください。

※面接相談は、1時間程度で、各曜日とも2組まで相談できます。

※面接・電話相談とも土日・祝日および12月29日～1月3日は実施しておりません。